

千葉市公告第 3 7 7 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 7 5 条の 2 第 2 項の規定により、次の土地の所有者が建築協定に加わることになったので、同法第 7 5 条の 2 第 4 項において準用する同法第 7 3 条第 2 項の規定により公告します。

なお、その関係図書は、都市局建築部建築指導課に備えて一般の縦覧に供します。

令和 5 年 4 月 2 5 日

千葉市長 神 谷 俊 一

- 1 建築協定区域の一部となった土地の地名地番
千葉市中央区東千葉 3 丁目 6 5 9 番 7 7
- 2 建築協定名称
東千葉住宅自治会地区建築協定
- 3 加わることとなった日
令和 5 年 4 月 1 9 日